## 屋頭公民館屋根改修工事

		 <u> </u>	
	意 匠 図		
A -01	改修特記仕様書(1)		
A -02	改修特記仕様書 (2)		
A -03	改修特記仕様書(3)		
A - 04	付近見取り図・仮設計画図①・配置図兼仮設計画図②・仕上げ表		
A 05	屋根伏図(改修前・後)		
A -06	立面図(改修前・後)		
A -07	断面詳細図		
		 1	

		·			<del></del>
屋頭公民館屋根	改修工事 特記仕様書	項目	特 記 事 項	項 目 19 施工数量調査	特 記 事 項 調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁, 軒天, パラペット ・ [1.6.2
_	수 있는 기가 이 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에 에		配置人員の資格 ・ 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。	17   爬 上数 塞調箕	調査範囲
I 工 事 概 要	京のます ムル2002 乗場		※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。   資格		外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび 割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
1. 工事場所	高知市五台山3893番地		検定合格者 い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの		また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
2. 工事種目	【公民館】木造 平家建て 延べ面積67.91㎡ 1) 屋根及びとい改修 一式		(交通誘導警備員A) 人 交通誘導に関し、専門警備業法における指定講習を受講したもの	(20) 技能士及び技能資格者	(1.7.2][1.7.3] ※ 適用する (○: 一級, ●: 二級)
			する警備員等 2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通 4	200 技能工及び技能責任名	工事種別 技能検定の作業の種別  () 仮設工事 ※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)・
			(交通誘導警備員B) 誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの 人		· 鉄筋工事 ※ 〇鉄筋組立て作業 ·
			なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。		<ul> <li>・コンクリート工事</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
		(10) 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員		<ul><li>・ブロック・ALCパネル工事</li><li>・ ○コンクリートブロック工事作業</li><li>・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</li></ul>
			に提出する。		<ul><li>・○アスファルト防水工事作業</li><li>・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li></ul>
		(11) 統括安全衛生管理 義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。		・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業
		(12) 発生材の処理	産業廃棄物の運搬, 処分等については,1.3.12により適切に処分するものとし, [1.3.12]		<ul><li>・○塩化ビニル系シート防水工事作業</li><li>・○セメント系防水工事作業</li><li>・○セメント系防水工事作業</li></ul>
3. 関連工事等	・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事		事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬,あるいは処分を他業者に委託する場合は,書面による委託契約を行い,		<ul><li>・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</li><li>・○FRP防水工事作業</li></ul>
4. 概成工期	<ul><li>・完成期限の( )日前 ( 令和 年 月 日)</li></ul>		処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員		<ul><li>・石工事 ※ ○石張り作業</li><li>・タイル工事 ※ ○タイル張り作業</li></ul>
5. 部分使用(工事請負契			の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)		<ul><li>・木工事</li><li>※○大工工事作業</li><li>・ 昼根及びとい工事</li><li>・ ○かわらぶき</li><li>・ ●スレート工事作業</li><li>・ ○内外装板金作業</li></ul>
5. 即为及州(五平明共入	令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。		施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場		<ul> <li>・金属工事</li> <li>・ ○鋼製下地工事作業</li> <li>・ (単一)金属製バルコニー工事作業</li> <li>・ 左官工事</li> <li>※ ○左官作業</li> </ul>
II 建 築 工 事 仕 様 1. 特記仕様			到着時)し,随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し,工期内に最終処分(埋立処分,海洋投入処分又は再生)を終了しなければなら		<ul> <li>・ 建具工事</li> <li>・ ○ビル用サッシ施工作業</li> <li>・ ○木製建具製作</li> <li>・ ○ガラス工事作業</li> </ul>
1) 項目は、番号に○	印の付いたものを適用する。 ○の付いたものを適用する。 ○印のつかない場合は,※印の付いたものを適用する。		ない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとと		<ul><li>・カーテンウォール工事 ※○金属製カーテンウォール工事作業</li><li>・塗装工事 ※○建築塗装作業</li></ul>
○印と⊗印の付い	た場合は、共に適用する。 に場合は、共に適用する。 ( )内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。		もに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合		<ul> <li>・内装工事</li> <li>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業</li> <li>・ ○畳製作作業</li> </ul>
特記事項に記載の	[ ]内表示番号は,「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目,当該図又は当該表を示す。		で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督		・ ○ボード仕上げ工事作業 ・ 植栽工事 ※ ○造園工事作業
2. 適用基準等	〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。		職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。		<ul> <li>・その他</li> <li>・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</li> <li>又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</li> </ul>
図面及び特記事	3項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)		なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引渡しを要するもの (・ )		・ ○家具手加工作業
	<ul><li>※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)</li><li>※建築工事標準詳細図 (令和4年版)</li></ul>		・現場再利用を図るもの ( ・ ) <ul><li>○再資源化を図るもの ( ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材</li></ul>		適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運
	<ul><li>・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)</li><li>・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</li></ul>		※ 木材 ※ アスファルトコンクリート ) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査	0.4 11.324 41.55.0	転免許証等)の写しを提出する。
3. 「週休2日制モデルエ ・ ・ 対象	事」の実施について		※ 行う     ・ 行わない       分析調査	21   化学物質の   室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。
<b>○</b> 対象	(・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型 ) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」		<ul><li>※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。</li><li>・行う( )・行わない</li></ul>		ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
	実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)		・PCBを含む機器類・変圧器		測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。
・対象外			・コンデンサ  ・蛍光灯、HID灯器具の安定器		測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
項目	特 記 事 項		・その他( )		測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン
一般共通事項			<ul><li>PCB含有シーリング材</li><li>廃油</li></ul>		※ スチレン       ※ パラジクロロベンゼン       ・         測定箇所       ( ) 箇所       施工前・施工後(計       回測定)
1 工事実績情報サービス	登録の手続きについては, (一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ [1.1.4]		<ul><li>・廃酸 廃アルカリ</li><li>・ 臭化リチウム水溶液</li></ul>		測定対象室 ( ) なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを
(CORINS)への登録 (請負金額500万円以上)	テクリス登録等に関する規約」による。		<ul><li>・電池の溶解液</li><li>・ダイオキシン類</li></ul>		行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となっ
(受注,変更,完成時)		(13) 再生資源利用(促進)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム (コブリス・プラス) により		たことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
2 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者 連名による総合工程表を監督職員に提出する。	計画書及び実施書の提出	作成し、提出は以下による。 a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ		3 濃度測定が,使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後,あるいは,使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ,
3 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ,総合図を作成し,監督職員の [1.2.3]	(請負金額100万円以上)	(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b)建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。		測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後で あっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
	承諾を受ける。		c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び 実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。		また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。
4 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。		d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存	(22) 直接仮設の養生	   内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合,その合板または構造用パネルのホルムアルデヒ
(5) 工事写真	工事写真はL版程度とし,工事の内容,日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4]		する。		ド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。
	撮影方法は,「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は,監督職員の承諾を受ける。	(14) 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する	23 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、
	なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子 化について」による。	TA S PRINT	保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。		(一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」による もの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	25 契約保証	※ 金銭的保証方式		ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
6 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。	16 前払金支出割合区分	・有・有		県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するもの
7 電気保安技術者	適用する。 [1.3.3]	(17) 証明書の提出	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入		とする。 なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督 職員の確認を受けること。
8 施工条件	施工日及び施工時間 ※ 1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5]	(グリーン購入法)	基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調		被員の難認を受けること。   注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、   又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
	・施工順序・図示		達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。		大は両知泉外で産出した原材材を用いて、両知泉内で衰退、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する 海砂は、高知県内で産出されたものとする。
	工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示		木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]	•	注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。
	その他の施工条件 ・ 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含	18 石綿含有建材の	事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる	②4 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料
	む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ○施工に関して、道路法及び道路交通法に基づき、事前に必用な許可を得ること。	神金	事前調査範囲 ※ 改修範囲 · [1.5.1] 貸与資料 ※ 有 ( ①既存の設計図書 · )		製造所の指定する工法による。
	なお、高知市道路占用料徴収条例による道路占用料は別途とする。 		・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。	(25) 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を 求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。
9 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を 受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。		・ 行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数 ) 分析方法 ※定性分析 ・		風速(Vo): ※ 38m/sec · 36m/sec 地表面粗土区分: ※ Ⅲ · Ⅱ
:	ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りで ないものとする。		定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。	(26) 仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6 mm程度
	配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。				コンクリート, モルタル部 20mm程度 鉄部, 金属部 3mm程度
	・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。				建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。
			工事名	<b>尼亞八日約</b>	<ul><li>係長課長補佐課長 図面番号</li><li>□ 1日 11 14 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16</li></ul>

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係 長	課長補佐	課長	図面番号
屋頭公民館屋根改修工事			(3)		A-01
図 面 名   改修特記仕様書(1)   2024 編   尺   1 /	作図	白	E 月	日	

		T	44 to the off	r# 🗆	特 記 事 項
項 目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項 [2.4.1]	項目	特 記 事 頃 絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]
<ul><li>27 事業損失補償</li><li>(28) 完成時の提出図書</li></ul>	※現場説明書による。  ・完成図(作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない) ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 ・ 部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。また、工種別下請負者の一覧表を提出する。  ・施工図、施工計画書 [1.9.2] ・提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものと		備品等の設置     [2:4:1]       備品の種類     机・椅子     書棚     黒板     PC     掛時計       数量     組     台     枚     台     個       備品の種類     温度計     ゴム長靴     雨がっぱ     保護帽     懐中電灯       数量     個     個       備品の種類     衣類ロッカー     冷暖房機器     消火器     湯沸器     加入電話付属器       数量     人用     台     台       備品の種類     掃除具       数量     個		<ul> <li>・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート</li> <li>種類及び厚さ</li> <li>※表3.3.3及び表3.3.4による</li> <li>・砂付あなあきルーフィング</li> <li>押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]</li> <li>屋内防水 [3.3.3][表3.3.10]</li> <li>防水層の種別</li> <li>工法 種別 施工箇所 保護層</li> </ul>
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。     撮影枚数     部数     原版の大きさ(mm)       ・各室 手札版(L版)     ※ 2 枚・ 枚※ 1 部・ 部・ 100 × 125以上・外部 キャビネ版     ※ 4 枚・ 枚※ 1 部・ 部・ 24 × 36以上・外部 単切パネル(・木製枠※アルミ枠)※ 1 枚・ 枚※ 1 部・ 部・ スライド     ※ 1 部・ 部・ カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。撮影箇所は監督職員と協議する。上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。	(6) 工事用水・電力	構内既存の施設(用水)	4 改質アスファルト	・P 1 E ・E-2 ・P 2 E ※E-2 ・P 2 E ※E-2 ・P 2 E ※E-2 ・P 2 E ※E-2 ・P 3 E-1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽,浴槽等の常時水に接する部分 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 平場の保護コンクリート [3.3.5] こて仕上げの場合 ※80mm以上 ・
30 別途設備工事との 取合い	画像形式等 フォーマット: JPEG 画質:標準 画像サイズ:1024×768ピクセル程度 施工範囲 ・ 貫通孔, 開口部の補強 ・ 壁, 天井の仕上材, 下地材の切込み及び下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	7 仮囲い 8 仮設物撤去後の	d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 図示 ※ 原形の復旧	シート防水	工法     種別     施工箇所     断熱材     仕上塗料     種類     使用量       ・M 4 A S     ・AS-T1     ・高日射     ※製造所       ・AS-T2     ・AS-J2     ・協力       ・ M 3 A S     ・AS-T3     ・高日射     ※製造所     改修用ト・レン
	· 補 強 種 別 内容 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	整地・跡片付け 防水改修工事 (1) 降雨等に対する養生	※ 原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ( ) [2.5.1] ※3.1.3(5)による ・ [3.1.3]		・M3 A S I       ・AS-T4       ・AS-T4       ・ の指定 ・設ける ・設けない         ・M3 A S I       ・ASI-T1       JIS A 9521に基づく ・高日射 ※ 製造所 改修用トレン・ の指定 ・設ける ・設ける ・設けるい         ・M4 A S I       ・ASI-T1       グラスチック断熱材 反射率 の指定 ・設ける ・設けない         ・ 20 の指定 ・設ける ・設けない
	貫通孔、開 口部の補強 壁 スラブ	方法 2 既存下地の処理	既存下地の補修箇所, 範囲, 数量等 ※ 図示 [3.2.6] 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部, 防水層末端部等の納まり部の処理 ※ 図示(図示のない場合は監督職員と協議による) ・製造所の仕様による		※硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号 ・設ける ・設けない 厚さ:・ mm
	壁切込み及び補強	3 アスファルト防水	屋根保護防水     防水層の種別     [3.3.2][3.3.5][表3.3.3~表3.3.6]       工法     種別     施工箇所     断熱材の厚さ     絶縁用シート     立上り部の保護       ・ P 2 A ・A - 1     ※ A - 2     原さ0.15mm以上     ・れんが押え       ・ A - 3     ・ アラットヤーンクロス     ・ コンクリート		露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う ・行わない [3.2.6] 改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製, L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2]
	天井切込み及び補強		・P1B     ・B-1       ※B-2     (70g/m2程度)       押え		・ 脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする [3.4.3]
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。		・P2AI     ・AI-1     厚さ:・mm     ※ フラットヤーンクロス (70g/m2程度)	5 合成高分子系 ルーフィング	[3.5.2][表3.5.1~表3.5.2] 位上塗料 高日射反
(32) 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a)受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。		・A I - 3         ・P I B I ・B I - 1         ※ B I - 2         改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ         ※表3、3、5及び表3、3、6による         絶縁工法のルーフィングの材料         ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート         種類及び厚さ         ※表3、3、3及び表3、3、4による	シート防水	工法     種別     施工箇所 (mm)     種類     使用量     射率塗料 の適用
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、 別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の 承諾を得て届出を行う。		・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製, L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 乾式保護材 ・窯業系パネル (・I種 ※Ⅱ種) ・金属複合板 [3.3.5]		・M4S       ・S-M1       ※1.5       ・ 数修用ドル・設ける・設けない・         ・P0SI・SI-F1       ※1.2       ・ 数製造所の仕様による・ 改修用ドルン・
③4】工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。		製造所 評価名簿による 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 [表3.3.4][表3.3.5] ・適用する ・適用しない 平場の保護コンクリート [3.3.5] こて仕上げの場合 ※80mm以上 ・ 床タイル張り等仕上げの場合 ※60mm以上 ・		・S 3 S I       ・SI-F2       ※2.0       ・設ける・設けない         ・S 4 S I       ・1.5       ・設けない         ・M 4 S I       ・SI-M1       ※1.5       ・設計ない         ・P 1 S       ・S-C1       ※1.0       立上り保護 モルタルの途厚
<b>仮設工事</b> (改修)			コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5] ※ a種 ・ b種 ・ c種		
① 足場その他	内部足場 ※ きゃたつ, 足場板等 ・ [2.1.3][2.2.1][表2.2.1 外部足場の養生 ※ 図示 材料, 撤去材の運搬方法 ・		屋上排水溝     ・図示・     [3.3.5]       屋根露出防水 防水層の種別     [3.3.2][表3.3.7~表3.3.9]       工法     種別     施工箇所     断熱材     位上塗料 種類     備考		断熱工法に用いる断熱材 (SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)     [3.5.2]       工法     材料     厚さ       機械的     JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材     ・       接着工法     JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
	・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ・高さ1.8m以下の範囲は金網養生の上、施錠すること。		・M4C ・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4  ・高日射 反射率 参料の 指定 による		種類:※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ 工法: ※ 図示 ・接着工法(厚さ mm)・機械固定工法(厚さ mm) 立上り部等の防水層撤去 ・行う ・行わない [表3.1.1]
(2) 養生	<ul> <li>・既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等・ [2.3.1</li> <li>・既存家具,既存設備等の養生 ※ ビニルシート等</li> <li>・既存プラインド、カーテン等の養生,保管場所 ※ 図示</li> <li>・固定された備品等の移動 ※図示</li> <li>・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。</li> </ul>		<ul> <li>・M3D ・D-1</li> <li>・P0D ※D-2</li> <li>・高日射 ※ 製造 成修用ドレン・設ける・設けない。</li> <li>・P0D1・DI-1</li> <li>・M3DI※DI-2</li> <li>JIS A 9521に基づく発泡プラス・高日射 ※ 製造 改修用ドレン・設ける・設けない。</li> </ul>		立上り部等の保護層撤去 ・行う ・行わない POS工法及びPOSI工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※3.2.6(4)(ウ)(g)による 固定金具の材質及び形状 [3.5.2] 材質 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に 樹脂を積層加工したもの
3 仮設間仕切り (屋内)	設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1 間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種 A種, B種の場合 仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm ・ 合板(普通合板) 厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 ・ 行う ※ 行わない 仮設扉設置箇所 ※ 図示		・M4DI       種類:※硬質かタンフォーム 断熱材2種1号又は2号 ・ 原さ:・ 図示       塗料の 適用       指定 による         立上り部等の防水層撤去       ・行う       ・行わない       [表3.1.1]		厚さ (mm) ※ 0.4以上:S-M1及びS-M2の絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質[3.5.2]※発泡ポリエチレンシート:脱気装置の種類及び設置数量※ 製造所の仕様によるSI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置※設けない: 設けるプレキャストコンクリート下地の目地処理(接着工法の場合)[3.5.4]・行う(・図示・・)・行わない
4 監督職員事務所	仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度 ・ 図示 ・設ける( ㎡程度) ※設けない		露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う ・ 行わない [3.2.6] 脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする ・ 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合で、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示 ・		S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り ・ 行う ( ・ 図示 ・
			工 事 名		
			高知市都市建設部公共建築課		屋根改修工事     ②     ⑤     ⑤     A-02

項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	<del></del>	<del></del>	
6 塗膜防水	防水層の種別 [3,6,3][表3,6,1~表3,6,3]	4 日		項目	特 記 事	項 
	工法     種別     施工箇所     種類     使用量     高日射反射率塗料の適用       ・POX     ・X-1     ※2成分形アクリル     ※製造     改修用ドレン ・設ける		<ul> <li>・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6] 使用部位 ( )</li> <li>使用材料 ( )</li> <li>除去工法 ※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」による工法の内,飛散防止に関し隔離措置と</li> </ul>	外装改修工事 1 他の部位との取合い等		・ 壁厚程度 [6、1.3] ・ 壁面から両側600程度 ・ 既存のまま
	・L4X       ・X-1H       ウレタン樹脂系       所の仕様による         ・L4X       ・X-2H       ・ふっ素樹脂系 様によりアクリルシリコン樹脂系       ・設けない         ・P1Y       ※Y-2       ・設ける・設けない		同等と判断できる工法 除去範囲 ※ 図 示 試験施工 ※行わない ・行う	2 既存床の撤去及び 下地補修	各部仕上げは、既存仕上げに準じたものとする ・ビニル床シート等の除去等 ※仕上げ材のみ(接着剤等共・下地モルタル共(撤去範囲	:※図示 ・撤去範囲すべて)
	絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による [3.6.3] ウレタン防水材 ※化学物質MOCAを含有しないもの		(9.1.3)		・合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ E 改修後の床の清掃範囲 ※改修部分の端部から1.0m	荒し工法 程度の範囲(工事で汚した範囲共)
7 FRP防水	ガラスマット ・1層タイプ ・2層タイプ 表面の仕上げ ・平滑 ・粗面		管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。 石綿粉じん濃度測定 ※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。	3 既存壁の撤去及び下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ 図示・・・・	
	押え金物の材質 ※アルミニウム・押え金物の寸法 ※図示・		・行う・行わない       [9.1.1]         測定時期       測定場所       測定名称 測定点	4   ホルムアルデヒド放散量   5   目視検査	※6.5.2 (ク) のいずれかによる。	[6. 5. 2]
8 シーリング	シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・抗幅シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法		処理作業前     ・処理作業室内     測定1     ※ 2点     ・3点       ・施工区画周辺又は敷地境界     測定2     ※ 2点     ・       処理作業中     ・処理作業室内     測定3     ※ 2点     ・	5 日祝快宝	日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材 樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とす。	オの欠点かないことの確認は, る。
	・ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り ・ 適用する [3.7.7] エッジング材張り ・ 適用する		※ セキュリティーゾーン入口 測定 4 ※ 1点 ※ 集じん,排気装置の排出口 測定 5 ※ 1点 (処理作業室外の場合)	(6) 製材	<ul><li>①下地用針葉樹製材</li><li>施工箇所 ※ 図示</li><li>樹種 ・ 杉 ② 桧</li><li>寸法(mm) ※ 図示</li></ul>	[6, 5, 2]
	シーリング材の種類, 施工箇所 ※下表による(下表以外は表3.7.1による)		※施工区画周辺又は敷地境界 測定 6     ※4方向 各1点       処理作業後     ※処理作業室内     測定 7     ※2点以上・       (隔離シート撤去前)     ・施工区画周辺又は敷地境界 測定 8     ※4方向 各1点		等級 日本農林規格を使用する場合 :・	1級 ※ 2級 持一等 · 一等
	種類(記号) 主成分による区分 施 工 箇 所  · SR-1 · SR-2 · OMS-2 変成シリコーン系 全て		「脚本区画向近久は敷地境外   脚走 8		含水率     ※ 15%以下       保存処理     ○行う     ・行わない       防虫処理     ・行う     ○行わない       難燃処理     ・行う     ○行わない	
	<ul><li>・PS-2 ポリサルファイド系</li><li>・PU-2 ポリウレタン系</li></ul>	屋根及びとい工事			・造作用針葉樹製材	
	仕上げを行わない箇所       ( ) [表3.7.1]	1 長尺金属板葺	(13.2.2)(13.2.3)(表13.2   検工管所   板及びコイルの   塗膜の耐久性, めっき 厚さ   早は草形士   下地	1)	施工箇所 ※ 図示 ・ 樹種 ・杉 ・桧 寸法(mm) ※ 図示 ・	
	シーリング材の目地寸法       [3.7.3]         箇所       打継ぎ/ひび割れ誘発目地       ガラス回りの目地       左記以外の目地		ME 工	_	日本農林規格を使用する場合 見え推	かり面: ※上小節 ・無節 かり面以夕※小節以上
	幅(mm)     ※ 20以上・     ※幅及び深さ5以上[5.13     ※ 10以上・       深さ(mm)     ※ 10以上・     .3]による場合を除く)     ※ 10以上・       接着性試験     [3.7.8]		屋根			かり面: ※上小節 ・無節 ・特一等 かり面以外※小節以上 ・特一等
	※ 簡易接着性試験 · 引張接着性試験		<ul><li>     ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材     ( ○ 一般タイプ ・ 複層基材タイプ ・ 粘着層付タイプ )</li></ul>		保存処理 ・ 防虫処理 ・行う ・行わない	
9 EV	材料 [3.8.2][表3.8.1]		工法   建築基準法に基づく風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対して構造耐力上安全である工法   横葺きのけらば納め ・ つかみ込み納め ・ けらば包み納め	3	難燃処理 ・行う ・行わない	
	<ul><li>● 硬質ポリ塩化ビニル管カラー(カラーVP)</li><li>図示 ※ たてどい</li><li>● 硬質塩化ビニル雨どい (カラー)</li><li>図示 ※ 軒どい ・たてどい</li></ul>	2 折板葺	(13,3,2)(表13.2) 施工箇所 形式 クイトフレーム(mm) 耐力に 材料に 厚さ 軒先 山高 山ビッチ よる区分 よる区分 (mm) 面戸板 耐火性能	1) (7) 防腐・防蟻処理	・	F処理性能区分
	とい受金物及び足金物の材種,形状及び取付け間隔 [3.8.2] 材種:※ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき その他:※表3.8.2による 防露材のホルムアルデヒド放出量 ※ F☆☆☆ [3.8.2] 既存のといその他の撤去 ※ 図示 [3.8.3]		・重ね形     ( )種※鋼板製     ・有り ・30分       ・はぜ締め形     アルミュウム 合金製     ・無し ・無し		・K2 ・K3 ・K4         ・ K2 ・ K3 ・ K4         ・ 薬剤の塗布等による防腐及び防蟻処理         適用部材       処理の方法         ※薬剤製造所の仕様による	薬剤の種類
	降雨等に対する養生方法 ※ 監督職員と協議による ・図示 鋼管製といの防露巻き ・表3.8.4による ・ たてどい受金物の取付け ・図示		材料 板及びコイルの種類 ( ) 塗装の耐久性,めっき付着量等の種類及び記号 ( ) タイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内の場合の表面処理 ※表14.2.2のF種		・ 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 適用部位 ( )	
10 アルミニウム製笠木	ルーフドレンの取付け ・水はけがよく,床面より下げ,周囲の隙間にモルタルを充填する。 種類 ・オープン形式(・押出250形 ・押出300形 ・押出350形) [3.9.2][表3.9.1]		断熱材張り ・適用する (種別: 厚さ(mm): 防火性能: 時間)   工法   「13.3	3)	・合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部位 ( )	
	・板材折曲げ形 ( ・オープン形式 ・シール形式) 本体幅 ( ) mm 板厚 (※2.0 ・ ) mm 表面処理 種別 表5.2.2による ( ) 種	0 1/2 1 7 24	建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対して構造耐力上安全である工程 折板のけらば納め ※ けらば包みによる方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	色合い等   ※標準色   ・	3 粘土瓦葺	種類     類       施工箇所     製法による     形状による     寸法による     大きさ     産地     瓦の     瓦の       区分     区分     区分     区分	め )		
	板材折曲げ形笠木の取付方法 ※ 図示 笠木の固定金具の固定工法 建築基準法に基づく風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法		種類,大きさ,産地,役物瓦の種類等 ※ 図示・ (13.4	2)		
11 保証書 (シーリング除く)	受注者,施工者,材料製造所連名による 10 年保証(完成届提出日より15日後から)		瓦楼木	2)		
12 高日射反射率塗料塗り	JIS K 5675 (屋根用高日射反射率塗料) に適合するもの, または, グリーン購入法の高日射反射率 防水に適合する保護塗料とする。		棟補強等に使用する金物等 材質: ※ ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製 形状, 寸法: (13.4. 留め付け方法:	3)		
環境配慮改修工事			工法   建築基準法に基づく風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対して構造耐力上安全である工治   建築基準法に基づく地震力に対応した瓦の緊結方法などの工法 ・図示			
1 石綿含有建材の除去工事	石綿含有建材の有無及び除去等     [9.1.3~9.1.5]       石綿含有建材の種類     使用部位     使用材料     除去工法					
	<ul> <li>・ 石綿含有吹付材</li> <li>機</li> <li>物</li> </ul>					
	性 ・石綿含有保温材 ・ ※ 9.1.3による					
	非 飛					
	散性					
	石綿含有吹付け材の飛散防止処置 ※湿潤化 ・ 固形化					
				1		
		·	古如士 初士 建凯如 八 升 海 部 钿	<b>尼西八日始</b>		長 課長補佐 課 長 図面番号
			高知市 都市建設部 公共建築課		屋根改修工事	過 <u></u> (多) (第) A-03
L				改修特記仕様書(3)	2024.04 縮 尺 1 / 作図	年 月 日







